

南海トラフ地震臨時情報における 防災対応指針

岡崎市

目次

はじめに.....	1
1 市の防災対応.....	2
(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応について.....	2
(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応について	2
ア 非常配備体制について.....	2
イ 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間.....	2
ウ 避難情報等の発令について.....	2
エ 自主避難所の開設について.....	2
オ 福祉避難所について.....	3
カ 車中泊の対応.....	3
キ 情報伝達について.....	5
ク 各機関等における防災対応.....	6
(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応について	12
.....	12
ア 非常配備体制について.....	12
イ 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間.....	12
ウ 住民への周知・呼びかけ.....	12
2 被災地支援について.....	13
3 普及啓発について.....	13

はじめに

2019年3月、国は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、地方公共団体や企業等がとるべき防災対応を事前に検討するため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を公表し、同年5月31日から南海トラフ地震臨時情報の提供を開始した。

ガイドラインでは、典型的な3ケースとして、①M8クラスの「半割れケース」、②M7クラスの「一部割れケース」、③「ゆっくりすべりケース」に区分し、地震発生時のリスクと日常生活や企業活動への影響のバランスを考慮し、より安全な防災行動を選択することとしている。

愛知県は、ガイドラインを受け、「津波及び堤防沈下等による浸水に対する事前避難」「土砂災害に対する防災対応の考え方」「住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応の考え方」を整理し、「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応のうち「巨大地震警戒時の事前避難」の検討手引き」（以下「手引き」という。）を2020年3月に公表した。

前記のガイドラインや手引き、近隣自治体の対応方針などを鑑みて、臨時情報発表時における本市の対応について、本指針に整理する。

なお、地震発生前に必ず南海トラフ地震臨時情報が発表されているとは限らず、突発地震に備えた地震対策を行うことが基本であり、住宅の耐震化や家具の固定、備蓄の推進などの平常時の対策や、緊急地震速報の有効活用など、従前からの防災対応を行い、被害軽減に繋げていくことが重要である。

1 市の防災対応

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応について

市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、防災課職員による準備体制とし、情報収集、市民及び事業者等への周知を実施する。（参考：2.

(2)キ情報伝達について）

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応について

ア 非常配備体制について

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報が発表された場合は、災害対策本部を設置し警戒体制をとる。

イ 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0 以上の地震の発生から1週間、後発地震（規模は最大クラス（M9）を想定）に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

ウ 避難情報等の発令について

国のガイドラインや愛知県の手引きによると、臨時情報発表時は津波災害において、事前避難対象地域等を設定することが記載されているが、本市では津波浸水の想定が無いため、臨時情報に基づく避難情報等は発令しない。

ただし、同ガイドラインや手引きには、土砂災害や住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応の考え方が示され、一律の避難を求めることは基本としないが、個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応を検討することが望ましいとしている。

そこで、これらの地域や倒壊可能性のある家屋居住者に対し、親戚や知人宅もしくは民間宿泊施設、公民館等へ自主避難を促すことを基本とするが、それが難しい市民に対しては、市において自主避難所の開設を行う。

エ 自主避難所の開設について

土砂災害や住宅の倒壊、地震火災等の危険性がある家屋の居住者が、身の安全を確保するために必要な自主避難所を開設する。

(ア) 開設基準

自主避難所は、以下の開設基準に達した際に、災害対策本部長が判断して開設する。

① 南海トラフ地震臨時情報のうち、「巨大地震警戒」が発表された場合

- ② 土砂災害や住宅の倒壊、地震火災等の危険性がある家屋の居住者で親戚や知人宅もしくは民間宿泊施設、公民館等への自主避難が難しい市民から要請があった場合

(イ) 自主避難所の対象となる施設

- ・ 想定震源域のプレート境界付近で発生したマグネチュード8クラスの地震に伴い開設中の指定避難所
- ・ 上記以外に必要な応じて、次の2施設

自主避難所	収容人数 3 m ² あたり)
中央総合公園	6, 120
岡崎市体育館	680
計	6, 800

(ウ) 自主避難所の開設等

自主避難所の開設は、地域支援員が行い、概ね8時間を目安として、避難所運営本部および各地域支援隊による指示のもと、次の担当者と交代する。

(エ) 自主避難所の閉鎖

以下のいずれかの条件に達した際は、自主避難所を閉鎖する。

- ① 地震災害が発生した場合（避難場所として開設）
- ② 土砂災害や河川氾濫等の災害が発生し、当該避難施設が被災する可能性を有した場合（当該施設の避難者は、他の施設へ移動）
- ③ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表から1週間が経過した場合。

オ 福祉避難所について

福祉避難所は、災害により自宅等での滞在が困難であり、避難場所への避難が必要だが、一般的な避難場所での生活が困難な避難者を受け入れる、二次的補完施設である。

そのため、自動開設等を行わないが、災害時要支援者などの配慮が必要な自主避難者が現れた際は、福祉避難所の開設を含め、適切に対応する。

※市内福祉施設等 41 施設を指定しており、1,531 人を収容可（令和6年度現在）。

カ 車中泊の対応

避難には、垂直避難や水平避難、知人宅等への避難など、多様な形態があり、災害対策基本法第86条の七においても「やむを得ない理由により避難所に避

難することができない被災者」に対しても生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう明記されている。

そのため、避難所等での生活が困難である被災者に対して、車中泊避難所の開設を検討する。

(ア) 開設基準

自主避難所の開設基準に準ずる。

(イ) 開設する車中泊避難所

車中泊避難所	駐車台数
岡崎公園	150 台
南公園第 1 駐車場 (R6～工事のため立入禁止)	232 台
東公園	420 台
奥殿陣屋	115 台
矢作公園グラウンド	300 台
計	1,217 台

(ウ) 車中泊避難所の運営

車中泊避難所の開設及び運営については、自主避難所の開設（２．(2)エ）に準ずるものとする。

キ 情報伝達について

(ア) 情報伝達の媒体

南海トラフ地震臨時情報は、通常の災害対策と同様に、多様な配信媒体を利用し、可能な限り多くの市民に情報を伝達すること。また、情報の錯綜等による誤った情報の拡散を防ぐため、迅速に情報を配信するよう努める。

伝達媒体	配信内容
防災緊急メール「防災くん」	・日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間地震に注意した行動を取ることに。 ・ハザードマップ等を活用し、地震が発生した場合に危険性が高い場所をなるべく避け、出来るだけ安全な部屋で就寝するなど、個々の状況に応じて、可能な範囲でより安全な行動を選択するよう意識する。
Yahoo!防災速報	
Yahoo!暮らしの情報	
LINE	
Facebook	
X（旧 Twitter）	
自動電話・FAX サービス	
テレフォンサービス	
防災ラジオ	
ミクスネットワークテロップ	
岡崎市防災ホームページ	

(イ) 配信文の例

岡崎市災害対策本部からお知らせします。

○月○日、○○時○○分に、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されました。

大規模地震の発生可能性が、平常時より高まっています。

市民の皆様においては、今一度、家具等の固定状況や避難場所の確認を行うなど、防災対応を確認し、慌てることなく日常生活を継続してください。

※ 南海トラフ地震臨時情報の発表については、システムにて自動配信される。

ク 各機関等における防災対応

(ア) 公共施設における防災対応

<共通事項>

- ・入館者等への情報伝達
- ・入館者等の保護の方法、避難経路、避難誘導実施担当者等の再確認
- ・施設の防災点検、設備、備品（遊具等を含む）及び展示物等の転倒・落下防止対策
- ・出火防止措置及び消防用設備等の再点検
- ・水及び食料品の備蓄状況及び非常持出品の再確認・不足品の調達
- ・非常用電源設備、防災設備、端末等の通信設備の点検・整備
- ・その他、後発地震に備えた施設及び設備の再点検

<個別事項>

- ・道路、橋梁、トンネル及び法面等の安全管理措置
- ・動物園等特殊施設にあつては、後発地震発生後の危険防止の観点から必要な措置
- ・観察が必要なため池等の点検・確認

(イ) 小中学校、保育園、認定こども園、児童クラブ、社会福祉施設等の対応

- ・保護者及び関係機関の緊急連絡先の再確認
- ・児童・生徒等の保護の方法、避難経路、避難誘導実施担当者等の再確認
- ・施設の防災点検、設備及び備品等の転倒・落下防止対策
- ・出火防止措置及び消防用設備等の再点検
- ・飲料水及び食料品の備蓄状況及び非常持出品の再確認
- ・その他、後発地震に備えた施設及び設備の再点検

(ウ) 市民の防災対応

南海トラフ地震臨時情報が発表された際の社会的影響は計り知れないが、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えを再確認するなど、個々の状況に応じて、地震発生に注意した行動をとることが重要である。

気象庁や岡崎市が発表する情報に注意するとともに、安全性に不安のある住宅の居住者や、土砂災害の危険性を有する地域の居住者等は、必要に応じて親戚等の知人宅等への避難を検討する。

地震への備えの再確認や取るべき行動の例

<迅速な避難体制・準備>

- ☐ 地域のハザードマップで、どのような危険（地震、土砂災害等）が想定されるかを確認する。
- ☐ 安全な避難場所・避難経路図を確認する。
- ☐ 家族との連絡手段を決めておく
- ☐ 非常持出品（食料、水、常備薬、懐中電灯、携帯ラジオ等）を就寝時でもすぐに持ち出せるように準備する。（岡崎市防災ガイドブック参照）
- ☐ すぐに逃げられる服装で就寝する。
- ☐ 出入口に避難の支障となる物を置かない。
- ☐ 耐震性が低い建物や、土砂崩れや津波浸水のおそれがあるところには、できるだけ近づかない。
- ☐ 倒壊危険性のあるブロック塀等には近づかない。
- ☐ 屋内のできるだけ安全な場所では、がけに近い居室で寝るのを控える。
- ☐ 安全性に不安のある住宅や、土砂災害等のリスクが高い地域の居住者は、不安がある場合に避難できる安全な知人宅、親類宅等のほか、市が開設する自主避難所への避難を検討する。

<家具類の転倒及びガラス飛散防止対策など室内の対策>

- ☐ 窓ガラスの飛散防止対策をする。
- ☐ タンス類・本棚の転倒防止対策をする。
- ☐ キャスター付きの収納、ベッド等を固定する。
- ☐ テーブル・椅子のすべり防止対策をする。
- ☐ テレビをテレビ台に固定し、テレビ台のすべり防止対策をする。
- ☐ 食器棚の転倒・ガラス扉の飛散・引き出しの飛び出し防止対策をする。
- ☐ 冷蔵庫の転倒防止対策をする。
- ☐ 電子レンジの落下・すべり防止対策をする。
- ☐ 寝室等の高い場所に物を置かない。

<出火や延焼の防止対策>

- ☐ 火災報知器の電池切れがないことを確認する。
- ☐ 不要な電気機器等の使用を控え、コンセントのプラグを抜く。
- ☐ コンロやストーブの周囲に燃えやすい物を置かない。
- ☐ 消火器を取り出しやすい場所に置く。
- ☐ プロパンガスのボンベを転倒しないよう固定する。

□漏電遮断器や感震ブレーカー等を設置する。

(エ) 企業における防災対応

地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、日頃からの地震への備えを再確認する等、警戒レベルを上げることを基本に、地震発生の可能性と防災対応を実施した場合の日常生活や企業活動への影響とのバランス等を考慮しつつ、個々の状況に応じて適切な防災対策を実施したうえで、出来る限り事業を継続することが望ましい。

地震への備えの再確認や取るべき行動の例

＜身の安全確保と迅速な避難体制・準備＞

- 地域のハザードマップを確認する。
- 建物の耐震診断を行う。
- 従業員等に耐震性の低い建物には近寄らないよう周知する。
- 耐震性が低い建物を利用している場合は、代替拠点に機能を移す。
- 安全な避難場所・避難経路等を確認するとともに、従業員や顧客の避難誘導ルールを策定する。
- 従業員の安否確認手段を決める。
- 出入口に避難の支障となる物を置かない。
- 防災訓練（避難訓練、火災消化等）を実施する。
- 土砂崩れや津波浸水の恐れがある場所での作業を控える。

＜施設・設備などの安全対策＞

- 重要設備の地震時作動装置の点検を実施する。
- 機械・設備、PC等の転倒・すべり防止対策をする。
- 机・椅子のすべり防止対策をする。
- 窓ガラスの飛散防止対策をする。
- 高い場所に危険な物を置かない。
- 文書を含む重要な情報をバックアップし、発災時に同時に被災しない場所に保管しておく。

＜発災後のための備え＞

- 非常用発電設備の準備及び燃料貯蔵状態を確認する。
- 早期復旧に必要な資機材の場所を確認する。
- 事業継続に必要な調達品の確保を実施する（製品や原材料の在庫量見直し等）
- 水や食料等の備蓄品の場所と在庫の有無を確認する。

- 企業・組織の中核機能を維持するための、緊急参集や迅速な意思決定を行える体制や指揮命令系統を確保する。
- 発災後の通信手段、電力等の必要な代替設備を確保する。
- 取引先、顧客、従業員、株主、地域住民、政府・自治体などへの情報発信や情報共有を行うための体制の整備、連絡先情報の保持、情報発信手段を確保する。
- 災害時の初動対応や二次災害の防止など、各担当業務、部署や班ごとの責任者、要員配備、役割分担・責任、体制などを確認する。
- 津波浸水が予想される海沿いの道路利用を避け、輸送に必要な代替ルートを検討する。

(オ) 個別分野における主な防災対応

不特定多数の者が利用する施設や、水道やガス等のライフラインといった重要施設について、個別の必要な事項を定める。

項 目	計画に記載すべき事項
医療	・ 発災時のスタッフの役割分担の確認を行う。 ・ 患者避難に関する経路や、優先患者の移送方法について確認を行う。 ・ 電気、水、医療ガス、医薬品・衛生資材、食料等の備蓄状況を確認する。 ・ 優先電源使用の優先順位について検討する。 ・ 後方支援病院や災害拠点病院は、医療救護所等からの患者受け入れに備え、退院できる患者の選定、病棟の患者及びスタッフ等の調整を行う。 ・ 後方支援病院や災害拠点病院は、E M I Sや防災無線の接続・使用方法の確認を行う。 ・ 医療救護活動を行う各組織（医師会、歯科医師会、薬剤師会）は、発災後に各会員が迅速に医療救護活動を行うために、必要な準備を開始するようアナウンスに努める。
上水道	・ 市は、水道水の供給を継続するとともに、後発地震に備えて、水道施設等の巡視・点検を重要度に応じて実施するなど、可能な限り被災箇所数を少なくし、断水時間を短くする措置を講じる。 ・ 水道水の供給に必要な薬品の備蓄を増やすとともに、後発地震に備えて、緊急時の確保体制を再確認する。 ・ 断水を想定し、市民に対して飲料水の備蓄状況の再確認や生活用水の貯水を呼びかけるとともに、応急給水活動の手順を確認する。 ・ 水道水の供給が困難となることを想定し、愛知県等への応援要請の手順及び緊急時の連絡先を再確認する。 ・ 突発地震が発生した際に、水道の復旧を迅速・円滑に行うため、民間事業者等への応援要請の手順及び緊急時の窓口連絡先を再確認する。

下水道	・市は、下水道施設の稼働を継続するとともに、後発地震に備えて管路及びポンプ場等の巡視・点検を重要度に応じて実施するなど、可能な限り被災箇所数を少なくし、早期の施設稼働を実現する措置を講じる。 ・後発地震により施設が被災したときを想定し、施設運転業務受託者や「愛知県下水道事業における災害時支援に関する要領」に基づく愛知県西三河建設事務所との緊急連絡体制を再確認する。 ・突発地震が発生した際に、下水道の復旧を迅速・円滑に行うため、民間事業者等への応援要請の手順及び緊急時の窓口連絡先を再確認する。
電気	・電力事業者は、電力の供給を継続するとともに、後発地震に備えて、電力施設（発・変電設備及び送・配電設備など）の巡視・点検を重要度に応じて行い、保安の確保を図る。 ・応急復旧用資機材、車両、飲料水、食料などの備蓄状況を確認する。 ・他電力会社との電力融通の手段について再確認する。 ・停電情報の発表など広報手段について再確認する。 ・突発地震が発生した際の応急対策を速やかに行うための体制、具体的な方法、関係者への連絡手段を構築する。
ガス	・市内各ガス事業者は、ガスの供給を継続するとともに、後発地震に備えて、ガス工作物（製造設備、供給設備など）の巡視・点検を重要度に応じて行い、必要に応じて補強等適切な対応を行う。 ・また、突発地震に備えて、設備の緊急装置や地震計、通信設備についても巡視・点検を行い、保安の確保を図る。 ・日本ガス協会等の関係団体との非常連絡体制を確認する。 ・復旧を迅速に行うため、低圧導管の地区別ブロックの維持を図る。 ・復旧用資機材、車両、飲料水、食料などの備蓄状況を確認する。 ・ガス供給状況の発表など広報手順について確認する。 ・突発地震が発生した際の応急対策について、速やかに行うための体制、具体的な方法、関係者への連絡手段を構築する。
通信	・通信事業者は、平常どおり音声通話及びインターネット接続機能を確保するとともに、後発地震に備えて、通信設備の巡回点検を行う。 ・後発地震に備えて、予備電源設備などの電源の確保、移動無線機、応急対策用車両や資機材の確保を行うとともに、災害復旧体制の整備を行う体制、具体的な方法、関係者への連絡手段を構築する。 ・飲料水、食料などの備蓄状況を確認する。 ・後発地震に備えて、災害用伝言ダイヤルその他の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた広報を行う。
放送	・放送事業者は、気象庁からの南海トラフ地震臨時情報及び市からの避難情報等の正確かつ迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するための措置を適切に講じる。

金融対策	・金融機関は、従業員や来客者の安全確保を最大限図りつつ、キャッシュサービスなど金融機関に係る営業を継続するよう努めるとともに、営業を継続する店舗を広く周知するなど、混乱防止に努める。
鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者	・鉄道事業者は、安全に最大限留意し、運行停止も視野に入れつつ、平常通りの鉄道の運行に努めるとともに、重要度に応じて鉄道施設等の点検巡回を行う。 ・応急復旧用資機材、飲料水、食料などの備蓄状況を確認する。 ・津波浸水や土砂災害のおそれのある地域を運行する場合は、後発地震による安全対策等について予め検討しておく。 ・後発地震が発生した際の帰宅困難者対策を適切に行う体制、具体的な方法、関係者への連絡手段を確認する。
バス	・バス事業者は、安全に最大限留意し、運行停止も視野にいれつつ、平常通りのバスの運行に努める。 ・燃料を確保するとともに、飲料水、食料などの備蓄状況を確認する。 ・津波浸水や土砂災害のおそれがある地域を運行する場合は、後発地震による安全対策等について予め検討しておく。 ・後発地震が発生した際の帰宅困難者対策を適切に行う体制、具体的な方法、関係者への連絡手段を確認する。
病院、小売店など不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者	・施設責任者は、従業員や要配慮者の安全確保を最大限図りつつ、営業を継続するよう努めるとともに、営業を継続する施設・店舗を広く周知するなど、混乱防止に努める。 ・後発地震に備えて、自家発電設備などの重要設備・飲料水・食料の備蓄状況等を点検する。 ・店舗棟が事前避難対象地域にあるときは、後発地震発生時の避難誘導の方法、責任者、安全確保措置をあらかじめ明示するとともに、後発地震からの避難では間に合わない等、生命に危険が及ぶと判断する場合は、休業や要配慮者の事前避難も視野に入れる。
石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、	・津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移し替え作業等の停止その他施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する事項について、その内容を定め、対策計画に明示するものとする。 ・この場合、定めるべき内容は、当該施設の内外の状況を十分に勘案し、関係法令等に基づき社会的に妥当性があるものであるとともに技術的に妥当といえ

処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者	るものとする。また、実際に動員できる要員体制を踏まえるとともに、作業員の安全確保を考慮した十分な実行可能性を有するものとする。 ・ 後発地震による津波の発生に備えて、施設内部における自衛消防等の体制として準備すべき措置の内容、救急要員、救急資機材の確保等救急体制として準備すべき措置の内容を対策計画に明示するとともに、必要がある場合には施設周辺地域の地域住民等に対して適切な避難等の行動をとる上で必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討するものとする。
その他	・ 地震が発生した場合に被害が生じるおそれのある施設や緊急的に稼働しなければならない施設について、重要度に応じて点検巡回を行う。 ・ 従業員や来客者の安全確保を最大限図りつつ、一部地域の避難や被害の状況を踏まえ、事業活動継続の手段を検討・実施する。 ・ その他、後発地震が発生した際の防災行動を検討・実施する。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応について

ア 非常配備体制について

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報が発表された場合は、防災課職員による準備体制をとる。

イ 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0 以上M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でM7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

ウ 住民への周知・呼びかけ

市は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係ある事項について周知するものとする。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：2. (2)キ情報伝達について、2. (2)ク各機関等における防災対応）

2 被災地支援について

南海トラフ地震臨時情報は、震源域において、Mw 8.0以上の地震若しくはMw 7.0以上の地震が発生しており、震源域の西側等で被害が発生している状況下での発表が想定される。

そのため、中核市市長会やゆかりの町等の協定に基づく支援要請を受ける場合があるが、本市においては後発地震を警戒する状況下にあるため、人的・物的リソースを出来るだけ多く確保しておかなければならない。

以上のことから、臨時情報発表下での被災地支援は原則として実施しないこととするが、臨時情報の確度や精度等を鑑みて、可能な限り支援可能な事項を検討する。

一方、震源域の東側での地震発生時では、本市が被災する可能性が高く、震源域西側が警戒体制を取っている状況が考えられるため、前記の状況となった際は、南海トラフ地震による、被災の可能性が低い地域への支援要請を行うことを念頭に置く必要がある。

3 普及啓発について

地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、地震発生の可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」という考え方が重要である。そのため、市民には情報発表以前から取るべき防災・減災に資する以下の行動を周知する。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報における情報内容の周知
- (2) 南海トラフ地震における情報発表時の対応について
- (3) 平常時の地震への備えについて
- (4) 避難における考え方